別記第七十六号様式を次のように改める。

別記第七十六号様式（第五十五条関係）

番　号

日本国政府法務省

通　知　書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　難民認定申請番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日付けあなたからの難民認定の申請については，下記の理由により難民の認定をしないこととしたので，通知します。

理　由

上記の処分に不服があるときは，この通知を受けた日から７日以内に，法務大臣に対し審査請求をすることができます。

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
２用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした法第六十一条の二第一項の規定による申請については、なお従前の例による。

○国土交通省令第一号
国土交通省・農林水産省・経済産業省令第一号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第二条、第六条第一項第四号、第八条、第九条第一項第二号及び第二項並びに第十条第二項（これらの規定を第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十八条第二項（同条、法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項、第二十二条第二項、第十三条、第二十九条第二項（同条、法第二十四条第二項第三号及び第四号、第二十八条並びに第三十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十九年五月一日

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　第一種木材関連事業　次のイからニまでに掲げる事業をいう。

イ　樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）

ロ　樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）

ハ　樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

ニ　木材等の輸入をする事業

二　第二種木材関連事業　法第二条第三項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものをいう。

（家具、紙等の物品）

第二条　法第二条第一項及び第二項の主務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

一　椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの

二　木材パルプ

三　コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

四　フローリングのうち、基材に木材を使用したもの

五　木質系セメント板

六　サイディングボードのうち、木材を使用したもの

七　前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの